

新人看護職員研修について

- 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正により、平成22年4月1日から、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務化された。
- 看護職員本人の責務として、免許を受けた後も臨床研修その他の研修を受け、資質の向上を図るように努めることが規定された。また病院等の開設者の責務として、新たに業務に従事する看護職員に対する臨床研修等の実施と、看護職員が研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な措置を講ずるよう努めることが規定された。

(参考)

参照条文

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)

第二十八条の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)

(病院等の開設者等の責務)

第五条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。